

精神障がい者の JR 運賃割引 が 令和7年(2025年)4月1日 から 始まります



1 対象となる方

精神障害者保健福祉手帳(裏面)の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の欄に「第一種」又は「第二種」の記載(スタンプ又は印字)がある手帳をお持ちの方

【第一種】 精神障害者保健福祉手帳 1級

【第二種】 精神障害者保健福祉手帳 2級 又は 3級

(裏)

スタンプ 又は 印字					
旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種		写真	生氏 年月日名	交付日 年 月 日	備考
又は					
旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第二種		有効期限 年 月 日 (更新) 年 月 日			
		住所	障害等級 級	岐阜 県	
		手帳番号 号	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳		
		旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額			

(注)有効期限が切れた手帳、写真が貼付されていない手帳は、割引対象とはなりません。

上記のスタンプ又は印字がない手帳については、今後、更新の際に新たに発行される手帳に印字が追加されます。

なお、以下に該当する方は、交付を受けた市町村の手帳交付窓口にて減額区分(第一種又は第二種)のスタンプを押印します。

○手帳交付窓口にてスタンプを押印する方

※交付者の申出に応じて押印します。必ず手帳を持参してください。

- ・ 令和6年9月19日以前の交付日で発行されており、有効期限が令和7年4月1日以降の手帳をお持ちの方

(スタンプを押印する手帳は、上記に限ります。)

2 割引の概要 (JRグループ資料より)

(1) 介護者の方と一緒に利用する場合

- ・ 手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類を購入いただきます。
- ・ 割引となる介護者の方は 1名 です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種精神障害者の方 と 介護者の方	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券(小児定期乗車券を除く。)	5割
12歳未満の第二種精神障害者の方 と 介護者の方	定期乗車券(小児定期乗車券を除く。)	5割

(2) 手帳をお持ちの方がひとりで利用する場合

片道の営業キロが 100キロ を超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種精神障害者の方 第二種精神障害者の方	普通乗車券	5割

3 利用方法等

- (1) 割引乗車券は、駅の窓口で販売しています。乗車券の購入に際しては、手帳を駅係員に提示してください。
- (2) 列車を利用する際にも、必ず精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から提示を求められた場合は提示をしてください。
- (3) 割引内容、利用方法等に関する詳細をお知りになりたい場合は、JR にお問合せください。

4 その他

- ・ 割引の開始は、令和7年(2025年)4月1日からです。それまでは、精神保健福祉手帳の減額区分欄の記載があっても、割引は受けられませんので御注意ください。
- ・ スタンプの押印や更新の際の手続については、次の窓口に御相談ください。

担当窓口 : 北方町役場福祉子ども課
電話番号 : 058-323-1119